

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年5月14日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自平成30年1月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	株式会社ハウズドゥ
【英訳名】	HOUSE DO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 安藤 正弘
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
【電話番号】	03 - 5220 - 7230（直通）
【事務連絡者氏名】	執行役員 C00 経営企画本部長 兼 広報・IR部長 堀内 信之
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
【電話番号】	03 - 5220 - 7230（直通）
【事務連絡者氏名】	執行役員 C00 経営企画本部長 兼 広報・IR部長 堀内 信之
【縦覧に供する場所】	株式会社ハウズドゥ 東京本社 （東京都千代田区丸の内1丁目8番1号） 株式会社ハウズドゥ 大阪支店 （大阪市北区小松原町3番3号） 株式会社ハウズドゥ 半田店 （愛知県半田市昭和町3丁目16番地） 株式会社ハウズドゥ 上尾桶川店 （埼玉県上尾市緑丘4丁目6番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結累計期間	第9期
会計期間	自平成28年7月1日 至平成29年3月31日	自平成29年7月1日 至平成30年3月31日	自平成28年7月1日 至平成29年6月30日
売上高 (千円)	12,861,280	14,910,494	16,848,159
経常利益 (千円)	810,334	1,192,073	1,103,019
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	515,956	742,486	737,864
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	516,699	740,512	738,660
純資産額 (千円)	2,552,088	6,366,485	2,779,021
総資産額 (千円)	17,708,170	28,886,902	20,273,383
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	60.87	74.52	87.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	59.68	72.55	85.23
自己資本比率 (%)	14.4	22.0	13.7

回次	第9期 第3四半期 連結会計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成29年1月1日 至平成29年3月31日	自平成30年1月1日 至平成30年3月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.70	21.39

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については以下のとおりであります。

(ハウス・リースバック事業)

当第3四半期連結会計期間において、株式会社京葉ビルドの全株式を取得し連結の範囲に含めております。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国の平均賃金上昇による利上げ加速への懸念により、国内外の金融資本市場が影響を受けたものの、きわめて緩和的な金融政策継続と政府の大型経済対策の効果による企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に、個人消費も緩やかに回復基調を維持しております。しかしながら、米国の経済政策や欧州の政治動向、東アジア情勢など、先行き景気の下振れリスクには留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、地価の上昇基調が継続する中で、販売価格の高騰が懸念されたものの、日銀の金融緩和政策を背景に実需は堅調に推移しており、事業環境は概ね良好であります。

当社グループでは、平成31年6月期を最終年度とする中期経営計画において、事業ポートフォリオのストック事業の比率向上による持続的な成長を掲げ、フランチャイズ事業におけるフランチャイズ加盟店舗数の拡大、ハウス・リースバック事業における収益不動産購入、不動産金融事業による不動産担保融資及び金融機関との提携によるリバースモーゲージ保証事業を強化してまいりました。

また、ハウス・リースバック事業においては、新たに不動産特定共同事業法スキームによる不動産ファンド「HLBファンド1号」への売却を行い、収益の拡大を図るとともに、従来の不動産売買事業における直営店エリアを中心とした販売用不動産の仕入強化、不動産売買仲介事業を基盤に、仲介・買取・リフォームの三位一体のスキームで事業シナジーを効かせた「住まいのワンストップサービス」は継続し、顧客ニーズに応えることに努めてまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高は14,910百万円(前年同期比15.9%増)、営業利益は1,329百万円(同42.6%増)、経常利益は1,192百万円(同47.1%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は742百万円(同43.9%増)となりました。

主なセグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

セグメント名称	売上高(百万円)	内容
フランチャイズ事業	1,810	新規加盟契約数95件、累計加盟店舗数512件 新規開店店舗数88店舗、累計開店店舗数418店舗
ハウス・リースバック事業	2,883	新規取得保有物件数209件、累計保有物件数595件 売却件数40件
不動産金融事業	359	不動産担保融資・リバースモーゲージ保証件数183件
不動産売買事業	6,280	取引件数257件
不動産流通事業	1,354	仲介件数2,272件
リフォーム事業	2,221	契約件数1,619件 完工件数1,597件
合計	14,910	-

フランチャイズ事業

フランチャイズ事業では、都市部の不動産業者への加盟促進とテレビ・ラジオCM等による広告宣伝効果に加え、店舗数拡大による信用力やコーポレートブランド価値の向上効果が、地元有力企業の加盟や検討企業の増加にあらわれております。オープン店舗の増加および営業活動の増加による知名度向上や仲介+買取による収益向上を目指した「サテライト店+家・不動産買取専門店」併設店舗のニーズもあり、当第3四半期連結累計期間における新規加盟契約数は95件、累計加盟契約数は512件となりました。

また、スーパーバイザーの加盟店フォロー体制の構築や各種サービスコンテンツの充実の効果もあり、当第3四半期連結累計期間における新規開店店舗数は88店舗、累計開店店舗数は418店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は1,810百万円(前年同期比14.8%増)、セグメント利益が1,117百万円(同18.5%増)となりました。

ハウス・リースバック事業

ハウス・リースバック事業では、テレビ・ラジオCM等の広告宣伝効果と東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力の向上効果、地方都市への取扱いエリア拡大により問い合わせ及び取扱件数も増加しております。また、新築リースバックなどの状況に応じた新サービスの提供により、不動産の有効活用や資産を資金化するニーズに応えたことで、当第3四半期連結累計期間におきましては209戸取得し、40戸を売却しました。また、不動産特定共同事業法スキームによる不動産ファンド「HLBファンド1号」への売却でキャピタルゲインによる収益拡大を図り、保有する不動産は累計595戸となり、賃貸用不動産として運用しました。

その結果、セグメント売上高は2,883百万円(前年同期比32.1%増)、セグメント利益が461百万円(同54.8%増)となりました。

不動産金融事業

不動産金融事業では、顧客のさまざまな資金ニーズに対応することで顧客開拓を行い、不動産担保融資を提供してまいりました。また、第2四半期よりグループの強みである不動産査定力を活かしたりバースモーゲージ保証事業を開始し、「不動産+金融」を活かした取り組みを強化し、当第3四半期連結累計期間におきましては183件の不動産担保融資の実行及びリバースモーゲージ保証を行ってまいりました。

その結果、セグメント売上高は359百万円(前年同期比201.2%増)、セグメント利益が103百万円(同102.0%増)となりました。

不動産売買事業

不動産売買事業では、住宅ローンの超低金利が続く中、低価格で良質な中古不動産の購入ニーズは強く、仲介顧客のニーズに合った物件を仕入れる方針を徹底し、前連結会計年度後半より仕入れを積極化した直営店エリアの販売用不動産在庫の販売が順調に進んだことで、取引件数は増加となりました。

その結果、セグメント売上高は6,280百万円(前年同期比12.7%増)、セグメント利益が600百万円(同102.8%増)となりました。

不動産流通事業

不動産流通事業は、不動産売買仲介事業で構成されております。不動産売買仲介事業では、住宅ローンの超低金利継続の効果もあり、実需の動きは引き続き堅調に推移しました。ホームページ等のWeb広告宣伝戦略、新聞折り込み広告、テレビ・ラジオCM等のメディアを利用した広告宣伝戦略、そして地域密着型のポスティング戦略を通じて直営店への集客に注力してまいりました。

その結果、セグメント売上高は1,354百万円(前年同期比9.0%増)、セグメント利益が327百万円(同13.9%増)となりました。

リフォーム事業

リフォーム事業では、不動産売買仲介事業との連携による中古住宅+リフォーム受注や、住宅設備メーカー等とコラボレーションしたリフォームイベントを積極的に開催することで集客に繋げ、当第3四半期連結累計期間における受注件数は1,619件(前年同期比1.3%増)、完工件数は1,597件(同5.0%増)となりました。

その結果、セグメント売上高は2,221百万円(前年同期比2.6%増)、セグメント利益が190百万円(同57.7%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は28,886百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,613百万円の増加となりました。

これは主として、不動産担保融資の増加に伴い営業貸付金が1,670百万円増加したこと、株式会社京葉ビルドの全株式取得による連結子会社化及びハウス・リースバック事業の案件の増加に伴い有形固定資産が6,285百万円増加したこと並びに純投資目的の株式取得等に伴い投資有価証券が244百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債は22,520百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,026百万円の増加となりました。

これは主として、短期借入金が407百万円増加したこと及び株式会社京葉ビルドの全株式取得による連結子会社化等に伴い、1年内返済予定の長期借入金が333百万円、長期借入金が2,797百万円、繰延税金負債が525百万円それぞれ増加したこと、フランチャイズ事業の加盟店増加及びハウス・リースバック事業の案件増加に伴い長期預り保証金が618百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は6,366百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,587百万円の増加となりました。

これは主として、第三者割当増資による優先株式発行により資本剰余金が3,000百万円増加したこと、当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により、利益剰余金が742百万円増加したこと及び配当金の支払いにより169百万円減少したことによるものであります。

増資の詳細につきましては、平成29年10月17日公表の「第三者割当増資による優先株式の払込完了及び発行、並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

項目	前連結会計年度 (百万円)	当第3四半期連結会計期間 (百万円)	増減 (百万円)
総資産	20,273	28,886	8,613
負債	17,494	22,520	5,026
純資産	2,779	6,366	3,587

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
A種優先株式	300
計	25,000,300

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,502,000	8,503,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
A種優先株式	300	300	非上場	単元株式数 1株 (注)2
計	8,502,300	8,503,300	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成30年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6)非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2)残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3)非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(1)償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2)償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 10,000,000\text{円} \times (1 + 0.08)_{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)

に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.08)_{x+y/365}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3)償還請求受付場所

京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

株式会社ハウズドゥ

(4)償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1)強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2)強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1)転換請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をA種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったA種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

(2)転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。

ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数
= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数
× 上記4.(2)に定める基本償還価額相当額から、上記4.(2)に定める控除価額相当額を控除した金額
（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷ 転換価額
転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、1,681.5円とする。

口転換価額の修正

転換価額は、2017年12月31日以降の毎年6月30日及び12月31日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

八転換価額の調整

(a)当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記口に基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b)転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i)下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii)普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv)普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i)転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(d)上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i)当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii)その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e)転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f)上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3)転換請求受付場所

京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

株式会社ハウストゥ

(4)転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7.株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

8.譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成30年1月29日
新株予約権の数(個)	4,165
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	416,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,776 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成33年10月1日 至 平成40年3月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,801 資本組入額 1,400.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権者は平成33年6月期から平成37年6月期までにおいて、当社が下記(a)乃至(e)に掲げる各条件のいずれかを達成した場合、最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。但し、本新株予約権の発行後、下記の条件の達成前に当社の経常利益額

が8億円を一度でも下回った場合には、その後に下記の条件を達成したとしても、本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (a) 平成33年6月期の経常利益が26億円を超過していること
- (b) 平成34年6月期の経常利益が27億円を超過していること
- (c) 平成35年6月期の経常利益が28億円を超過していること
- (d) 平成36年6月期の経常利益が29億円を超過していること
- (e) 平成37年6月期の経常利益が30億円を超過していること

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、上記の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- (a) 上記の経常利益の目標が達成された有価証券報告書の提出日から1年間
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%
- (b) 上記(a)の期間を経過した後1年間
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%
- (c) 上記(b)の期間を経過した後、行使期間の満了日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員含む）、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年1月1日～ 平成30年3月31日 (注)	2,000	8,502,300	219	361,825	219	380,321

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 300	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,498,100	84,981	-
単元未満株式	普通株式 1,800	-	-
発行済株式総数	8,500,300	-	-
総株主の議決権	-	84,981	-

(注)1. A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式(注)2に記載のとおりであります。

2. 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ハウスドゥ	京都市中京区烏丸通錦小路 上ル手洗水町670番地	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
専務取締役	CFO	浅田 浩	平成30年2月25日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,129,678	3,116,226
完成工事未収入金	53,354	72,598
売掛金	90,977	87,874
販売用不動産	4,566,949	4,581,171
仕掛販売用不動産	1,184,076	1,242,172
未成工事支出金	53,273	63,284
営業貸付金	2,865,545	4,535,577
繰延税金資産	69,531	66,515
その他	206,961	393,534
貸倒引当金	7,741	12,568
流動資産合計	12,212,606	14,146,385
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,482,745	5,398,066
減価償却累計額	387,644	516,847
建物及び構築物(純額)	2,095,101	4,881,218
土地	5,615,396	9,107,770
その他	111,920	125,163
減価償却累計額	92,467	98,487
その他(純額)	19,453	26,676
有形固定資産合計	7,729,951	14,015,664
無形固定資産		
のれん	5,652	21,694
その他	50,928	66,846
無形固定資産合計	56,581	88,541
投資その他の資産		
投資有価証券	7,569	251,645
繰延税金資産	5,027	483
その他	261,759	384,339
貸倒引当金	113	159
投資その他の資産合計	274,243	636,310
固定資産合計	8,060,776	14,740,516
資産合計	20,273,383	28,886,902

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	373,986	386,863
短期借入金	6,895,839	7,303,770
1年内償還予定の社債	50,600	8,500
1年内返済予定の長期借入金	1,300,888	1,633,991
リース債務	8,243	6,650
資産除去債務	5,338	214
未払金	214,179	264,187
未払費用	288,724	294,288
未払法人税等	153,566	278,664
未払消費税等	50,042	41,178
未成工事受入金	283,439	340,514
前受金	258,128	275,588
賞与引当金	-	33,528
完成工事補償引当金	4,368	4,754
その他	184,142	262,966
流動負債合計	10,071,487	11,135,661
固定負債		
長期借入金	6,020,586	8,818,009
リース債務	9,201	4,278
長期預り保証金	1,360,281	1,978,394
繰延税金負債	621	525,901
資産除去債務	10,184	32,990
完成工事補償引当金	21,998	25,181
固定負債合計	7,422,874	11,384,755
負債合計	17,494,362	22,520,416
純資産の部		
株主資本		
資本金	361,387	361,825
資本剰余金	498,409	3,498,847
利益剰余金	1,916,538	2,489,067
自己株式	158	236
株主資本合計	2,776,177	6,349,504
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	49	1,924
その他の包括利益累計額合計	49	1,924
新株予約権	2,794	18,906
純資産合計	2,779,021	6,366,485
負債純資産合計	20,273,383	28,886,902

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成30年3月31日)
売上高	12,861,280	14,910,494
売上原価	8,015,090	8,834,839
売上総利益	4,846,189	6,075,655
販売費及び一般管理費	3,913,593	4,745,927
営業利益	932,595	1,329,727
営業外収益		
受取利息及び配当金	187	743
投資有価証券売却益	-	841
受取手数料	21,748	21,944
受取保険金	786	13,840
違約金収入	5,540	8,680
その他	13,131	10,724
営業外収益合計	41,393	56,774
営業外費用		
支払利息	129,005	137,218
株式交付費	-	40,500
株式公開費用	26,527	-
その他	8,121	16,710
営業外費用合計	163,654	194,429
経常利益	810,334	1,192,073
特別利益		
固定資産売却益	-	107
特別利益合計	-	107
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	4,113	4,190
特別損失合計	4,113	4,190
税金等調整前四半期純利益	806,221	1,187,989
法人税等	290,265	445,503
四半期純利益	515,956	742,486
親会社株主に帰属する四半期純利益	515,956	742,486

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成30年3月31日)
四半期純利益	515,956	742,486
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	743	1,974
その他の包括利益合計	743	1,974
四半期包括利益	516,699	740,512
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	516,699	740,512

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間より新たに株式を取得したため、株式会社京葉ビルドを連結の範囲に含めております。

なお、みなし取得日を平成30年3月31日としているため、当第3四半期連結会計期間においては、貸借対照表のみを連結しております。加えて、当該連結の範囲の変更は、当第3四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える見込みであります。影響の概要は、連結貸借対照表の総資産の増加であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

次の顧客について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
リバースモーゲージ利用顧客	- 千円	974,700千円

(注) 金額は保証極度額を記載しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成30年3月31日)
減価償却費	159,905千円	217,536千円
のれんの償却額	3,035	2,867

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年9月27日 定時株主総会	普通株式	135,581	16	平成28年6月30日	平成28年9月28日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成29年7月1日 至平成30年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年9月26日 定時株主総会	普通株式	169,957	20	平成29年6月30日	平成29年9月27日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

当社は、平成29年10月17日付で、第三者割当によるA種優先株式の発行により総額3,000,000千円の払い込みを受けたことから、資本金が1,500,000千円、資本準備金が1,500,000千円増加し、資本金が1,861,387千円、資本準備金が1,879,883千円となりました。

また、同日付で会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき、資本金1,500,000千円、資本準備金1,500,000千円を減少させ、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成28年7月1日至平成29年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	フラン チャイズ	ハウス・ リースパッ ク	不動産金融	不動産売買	不動産流通	リフォーム	計				
売上高											
外部顧客へ の売上高	1,576,942	2,183,347	119,298	5,574,038	1,242,134	2,165,519	12,861,280	-	12,861,280	-	12,861,280
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	56,752	7,986	23,505	-	144,646	-	232,890	6,936	239,826	239,826	-
計	1,633,695	2,191,333	142,803	5,574,038	1,386,780	2,165,519	13,094,170	6,936	13,101,107	239,826	12,861,280
セグメント利益又 は損失()	943,126	297,930	51,240	296,050	287,445	120,847	1,996,641	11,776	1,984,865	1,052,269	932,595

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育事業等ではありますが、平成29年4月に当該事業は終了しております。

2. セグメント利益又は損失の調整額 1,052,269千円には、セグメント間取引消去28,256千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,080,525千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年7月1日至平成30年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	フラン チャイズ	ハウス・ リースパッ ク	不動産金融	不動産売買	不動産流通	リフォーム	計				
売上高											
外部顧客への売上高	1,810,898	2,883,328	359,295	6,280,740	1,354,398	2,221,831	14,910,494	-	14,910,494	-	14,910,494
セグメント間の内部売上高又は振替高	61,378	2,658	-	-	152,165	-	216,201	-	216,201	216,201	-
計	1,872,276	2,885,986	359,295	6,280,740	1,506,563	2,221,831	15,126,695	-	15,126,695	216,201	14,910,494
セグメント利益	1,117,368	461,178	103,502	600,438	327,288	190,634	2,800,410	-	2,800,410	1,470,683	1,329,727

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育事業等ではありますが、平成29年4月に当該事業は終了しております。

2. セグメント利益の調整額 1,470,683千円には、セグメント間取引消去 71,266千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,404,792千円、たな卸資産の調整額5,376千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結会計期間において、株式会社京葉ビルドの全株式を取得し、新たに連結の範囲に含めております。

当該事象により、当第3四半期連結会計期間の報告セグメントの資産の金額は、「ハウス・リースバック」において4,454,757千円増加しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、従来の「住宅・リフォーム」から「リフォーム」にセグメント名称を変更しております。なお、セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

当該変更により、当社グループの報告セグメントを「フランチャイズ」「ハウス・リースバック」「不動産金融」「不動産売買」「不動産流通」「リフォーム」の6セグメントとしております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社京葉ビルド
事業の内容 不動産賃貸事業
- (2) 企業結合を行った主な理由
当社グループの事業規模の拡大と企業価値の向上を図るため。
- (3) 企業結合日
平成30年2月28日(株式取得日)
平成30年3月31日(みなし取得日)
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称
名称の変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として、株式を取得したことによるものであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を平成30年3月31日としているため、当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	現金及び預金	960,060千円
取得原価		960,060千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん
18,909千円
- (2) 発生原因
主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。
- (3) 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成30年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	60円87銭	74円52銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	515,956	742,486
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	109,150
(うち優先配当額(千円))	(-)	(109,150)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	515,956	633,335
普通株式の期中平均株式数(株)	8,476,079	8,498,754
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	59円68銭	72円55銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
(うち優先配当額(千円))	(-)	(-)
普通株式増加数(株)	169,064	230,656
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第4回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数25,000株)及び第5回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数25,000株)及び第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数416,500株)については、当第3四半期連結累計期間においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割する株式の種類
普通株式

分割の方法

平成30年6月30日(土曜日)(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成30年6月29日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	8,503,000株(注)
	A種優先株式	300株
	合計	8,503,300株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	8,503,000株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	17,006,000株
	A種優先株式	300株
	合計	17,006,300株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	25,000,000株
	A種優先株式	300株

(注)株式分割前の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

分割の日程

基準日公告日	平成30年6月12日
基準日	平成30年6月30日
効力発生日	平成30年7月1日

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たりの情報は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	30円44銭	37円26銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	29円84銭	36円28銭

(3) その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を平成30年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権 (平成26年5月27日 臨時株主総会決議)	219円	110円
第2回新株予約権 (平成27年9月25日 取締役会決議)	900円	450円
第3回新株予約権 (平成27年9月25日 定時株主総会決議)	948円	474円
第4回新株予約権 (平成29年9月26日 定時株主総会決議)	1,839円	920円
第5回新株予約権 (平成29年9月26日 定時株主総会決議)	1,839円	920円
第6回新株予約権 (平成30年1月29日 取締役会決議)	2,776円	1,388円

A種優先株式の転換価額の調整および転換価額の修正

当社が平成29年10月17日に発行いたしましたA種優先株式の転換価額は、今回の株式分割に伴い、転換価額の調整条項の適用を受けて平成30年7月1日以降調整されます。なお、A種優先株式の転換価額は、平成30年6月30日に転換価額の修正条項の適用を受けて修正される予定ですので、修正及び調整後の転換価額につきましては、改めて開示する予定です

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月14日

株式会社ハウスドゥ
取締役会御中

PwC京都監査法人

指定社員 公認会計士 梶田明裕 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高田佳和 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウスドゥの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウスドゥ及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。